

令和8年（2026年）10月から

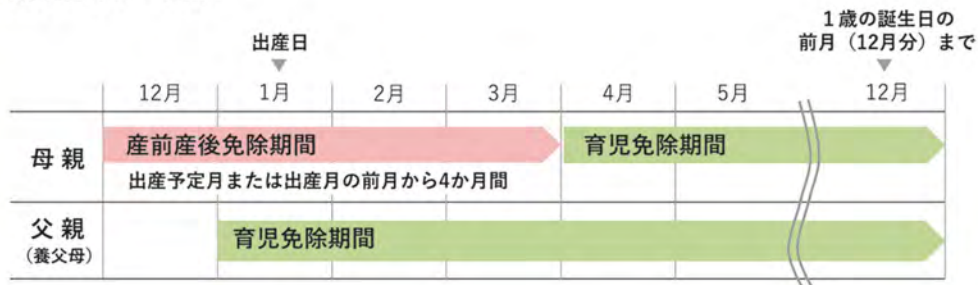
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK! 電子申請がかんたん便利

基本的に、書類をそろえる必要はありません。

※届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」、
「マイナンバーカード」の写し等が必要になります。

スマホで24時間365日、電子申請ができます。

※恩納村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ



マイナポータル（電子申請）は
こちら

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522
村民課 国民年金係 ☎966-1205